

専決第3号

専決処分の承認（世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年5月14日

世田谷区長 保 坂 展 人

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年10月世田谷区条例第36号）の一部を改正する必要があるため。

令和8年4月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部1の項及び別表第2区長の部1の款中「種別割」を「軽自動車税」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。